

【参考】管理規約にて、「理事会」を「①通常理事会」と「②WEB 理事会」に分けて定義し、それぞれの項目をそれぞれの条文で定義

代表的な項目	①通常理事会	②WEB 理事会		備考
			関連する マンション 標準管理規約 条文	
会議の方法	会議の場へ出席し 議論する会議	電磁的方法による 会議	第 41 条 第 52 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事が招集する場合は WEB 理事会は適切とは言い難い。</li> <li>・ 通常理事会・WEB 理事会の位置づけ等の明示が必要。</li> </ul>
招集時に通知する 情報	会議の日時、 場所、目的	会議の期間、 目的、議案要領	第 52 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常理事会では議案の要領の通知は必須ではないが、WEB 理事会では、参加者の意思疎通や意思決定がしやすいよう、議案の要領も通知することが適当である。</li> </ul>
会議の招集通知 時期	会議開催の 2 週間 前	○日前	第 43 条 第 52 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議期間開始直前ではなく、緊急の場合の通常の理事会では「5 日を下回らない範囲」としているため、これを参考に規定。</li> </ul>
緊急時の通知期間	○日	24 時間	第 52 条	
会議の期間	—	最低○日間	第 52 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議開催開始日から終了日までを、年月日をもって明確に示すことが必要。</li> </ul>
開催通知の方法	書面、掲示	書面、掲示、 電磁的方法	第 52 条	
理事による 理事会招集	可能	可能	第 52 条	
出席とみなす状態	会議の場への出席	質疑投稿、 議決権行使	第 53 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電磁的方法による通知を受信後に、議事につき賛否を明らかにしたこと又は賛否は明らかにしないまでも質疑に参加したことを出席とみなしている。</li> </ul>
議決事項	制限なし	制限あり	第 54 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常理事会でのみ決議すべき事項を除き、利便性・迅速性を担保する観点から WEB 理事会による決議を可能としている。</li> </ul>